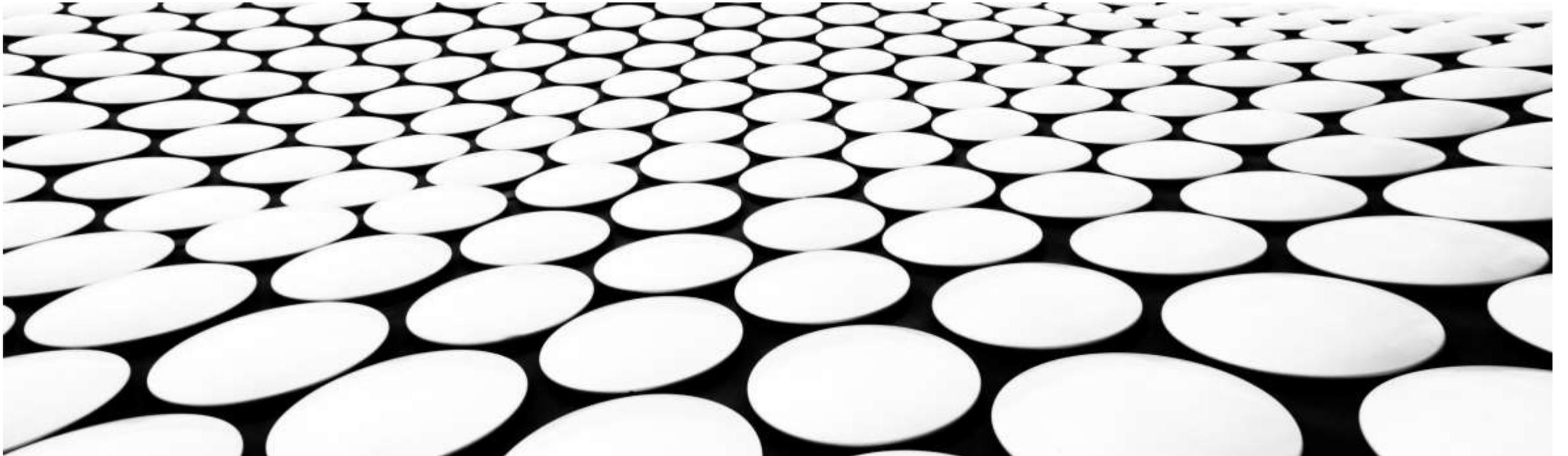


県南支部 令和6年度 第1回実務研修 「相続関係一般」

2024/09/25 産業プラザ人材育成センター 13時30分開始



次第

- 1 職務上請求書の記載について ……03
- 2 戸籍収集のポイントについて ……04
- 3 分割協議書、分割協議証明書の作成について ……08
- 4 相続関係図の作成について ……11
- 5 相続人に対する協議書への署名及び押印依頼について……12
- 6 財産確認と相続放棄又は放棄不動産について ……14
- 7 遺言書がある場合について ……17
- 8 遺言執行する場合の留意点について ……18

事例に基づいた
実務の研修です

相続手続きの**主な**流れ

1 依頼者から相談を受ける。

⇒ 情報の整理 ①相続財産 ②相続人(続柄・住所・交流)

要 委任状

不動産があれば、①名寄帳②登記情報等で確認

2 必要な戸籍関連書類の収集 職務上請求書

3 相続関連図作成及び分割協議書等の作成

4 相続人全員の合意 協議書の作成

5 相続の執行(不動産登記・金融資産の対処)

6 関連書類の届出



1 職務上請求書の記載について

様式の留意点・事由欄の記載

No. 19 -

戸籍原本 (戸籍法第10条の2第3項) 等職務上請求書
住民票の写し (住民基本台帳法第12条の3第2項)

長殿 令和 年 月 日

請求の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍 <input checked="" type="checkbox"/> 原籍 <input checked="" type="checkbox"/> 原戸籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・抄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 の写し
本籍・住所 (1)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
筆頭者の氏名 (2)	山田 太郎
請求に係る者の氏名・範囲 (3)	氏名 山田 太郎
住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項 (4)	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍又は国籍・地域 <input type="checkbox"/> その他 ()
利用目的の種類	請求に際し明らかにしなければならない事項 業務の種類: 遺産分割協議書作成・相続関係図の作成 依頼者の氏名又は名称: 山田 次郎 依頼者について該当する事由 <input type="checkbox"/> 権利行使又は義務履行 <input type="checkbox"/> 国等に提出 <input type="checkbox"/> その他正当な理由 上記に該当する具体的な事由:
提出先又は提出先がない場合の処理 (6)	確認後、依頼者保管
請求者 (7)	福島県 行政書士会所属 事務所所在地 福島県〇〇市〇〇町〇〇番地 県南行政書士事務所 行政書士氏名 行政 太郎
登録番号及び電話番号 (8)	登録番号 第 12345678 号 電話番号 090-9999-9999
補助者 (9)	事務所所在地 氏名

本籍 住所 のどちらを記載したのかを○で囲む

筆頭者 世帯主 のどちらを記載したのかを○で囲む

住民基本台帳法第12条の3第7項とは

7 申出者は、第4項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか**基礎証明事項以外の事項**（第7条第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、第1項又は第2項の申出をする際に、その旨を市町村長に**申し出ることができる**。

「追加して情報をください」の意味

【例】

住民票には本籍地が未記載です
「本籍地」を記載した住民票が欲しい場合は、該当箇所に✓をいれます

内容がわかるよう、具体的に記載し、「目的」と「必要性」を記載する。

「戸籍により相続関係説明図を作成する必要があるため」と締めくくるとよい

【例】

〇年〇月〇日「〇〇」死亡により、**相続分を確定させる**ためには、戸籍によって**相続人を特定し相続関係説明図を作成する必要があるため**

2 戸籍収集のポイントについて 県内外自治体へ職務上請求書を郵送する場合

自治体により郵送する
部署が異なります

市町村役場で行っていな
い場合がありますので、
ホームページ又は電話で
請求先を確認してください

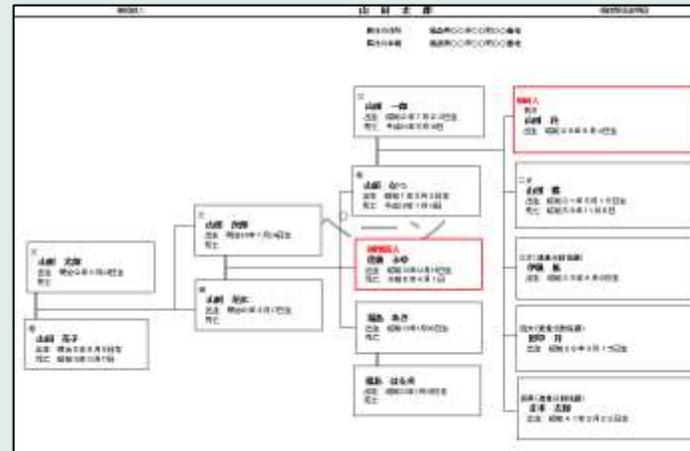


行政書士である証明
身分証のコピー



封筒に入れて発送

真に必要な戸籍かを確認する資料



該当者の情報がなく
収集範囲が不明な場合の対応

- 別紙
- 収集の範囲
- 【在籍の場合】
 - ① 現行の戸籍
 - ② 戸籍の附票
 - 【転籍の場合】
 - ① 最後の戸籍
 - ② 戸籍の附票
- 手続きに不必要
な書類は
開示できない

職務上請求書 + 返信用封筒 + 郵便小為替

2 戸籍収集のポイントについて 県内外自治体へ職務上請求書を郵送する場合

自治体により郵送する
部署が異なります

市町村役場で行っていない
場合がありますので、
ホームページ又は電話で
請求先を確認してください



	A	B	C	D	E	F	G
13	関東						
14	関東	市原市	290-8501	千葉県市原市国分寺台中央1丁目1番地1	市原市役所市民課	0436-22-1111	
15	関東	船橋市	273-8501	千葉県船橋市湊町2-10-25	船橋市役所戸籍住民課郵送担当	047-436-2111	
16	関東	栄町	270-1532	千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番	栄町役場住民課	0476-95-1111	
17	関東						
18	関東	鴻巣市	365-8601	埼玉県鴻巣市中央1番1号	鴻巣市役所市民課	048-541-1321	
19	関東	坂戸市	350-0232	埼玉県坂戸市千代田1-1-1	坂戸市役所市民課	049-283-1331	
20	関東						
21	関東	横浜市	231-8307	神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番地5-6	横浜市郵送請求事務センター	045-540-2323	電話は総合窓口
22	関東	川崎市	215-8568	神奈川県川崎市麻生区上麻生6丁目23番18号	麻生区役所柿生分庁舎内 川崎市郵送請求事務センター	044-987-6111	
23	関東						
24	関東	甲府市	400-8585	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号	甲府市役所市民課受付係	055-237-1161	
25							
26	東京	足立区	120-8512		足立区役所戸籍証明係	03-3980-5111	住所不要
36	東京	新宿区	160-8484	東京都新宿区歌舞伎町1-4-1	新宿区役所戸籍係	03-3209-1111	
37	東京	渋谷区	150-8010	東京都渋谷区宇田川町1-1		03-3463-1211	
38	東京	中野区	146-8501	東京都中野区中野四丁目11番19号	中野区役所戸籍住民課証明係	03-3389-1111	
39	東京	文京区	112-8555	東京都文京区春日1-16-21	文京区役所戸籍住民課郵送担当	03-3812-7111	
40	東京	豊島区	171-8422	東京都豊島区南池袋2-45-1	豊島区役所総合窓口課 証明グループ	03-3981-1111	
41	東京	杉並区	166-8570	東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号	杉並区役所区民課区民係	03-3312-2111	
42	東京	練馬区	176-8501	東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号		03-3993-1111	

自治体へ郵送するときの
あて先の留意点について

市町村合併により、分庁舎がある場合は、
送付先の確認が必要な場合があります

郵送部門をアウトソーシング
しているところもあります
= 神奈川県など

東京都大田区では、郵便小為替を
使用しない方法も準備されています

2 戸籍収集のポイントについて 県内外自治体へ職務上請求書を郵送する場合

ご参考まで…

郵便小為替を、どれくらい入れればよいのか…なかなかわかりませんよね。
その一つの目安の参考情報です

戸籍の改製の時期

- 明治19年戸籍 (明治19年10月16日から明治31年7月15日)
- 明治31年式戸籍 (明治31年7月16日から大正3年12月31日)
- 大正4年式戸籍 (大正4年1月1日から昭和22年12月31日)
- 昭和23年式戸籍 (昭和23年1月1日～現在) この戸籍に改製される前の戸籍が「改製原戸籍」
- 平成6年式戸籍 戸籍事務の電算化が始まり、コンピュータで戸籍を管理する自治体が徐々に増える。

生年月日から
おおよその金額が
分かる場合もありますね！
750円×3改製…



2 戸籍収集のポイントについて 被相続人の協力がある場合

戸籍法の一部を改正する法律の概要

(令和元年5月24日成立、同月31日公布)

法務省民事局

「戸籍」とは

- 戸籍法(昭和22年法律第224号)は、「国民各人の身分関係を公証(※)する公正証書」である戸籍に関する制度(戸籍制度)について定める法律である。
※ 公証とは、特定の事実又は法律関係の存在を証明する行政行為を指す。
- 昭和22年に民法が全面改正され、封建的な家制度を前提とした制度から、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく制度に改められた(戸主とその家族ごとに作成されていたが、夫婦とその子の単位で作成されることとなった。)
- 平成6年の法改正により、コンピュータを使用して戸籍事務を取り扱うことが可能となった。
- 平成19年の法改正により、戸籍の公開制度の在り方が見直された。
- 平成25年に戸籍副本データ管理システム(※)を導入し、法務省において戸籍の副本を管理することとなった。(※平成25年に東日本大震災での被災を契機に構築)

・ 現在、1896市区町村全てにおいて戸籍事務をコンピュータシステムにより取り扱っている。

明治5年
旧戸籍法施行

昭和23年
(親族法の全面改正を反映)
戸籍法全面改正

平成6年
(コンピュータ
処理)
法改正

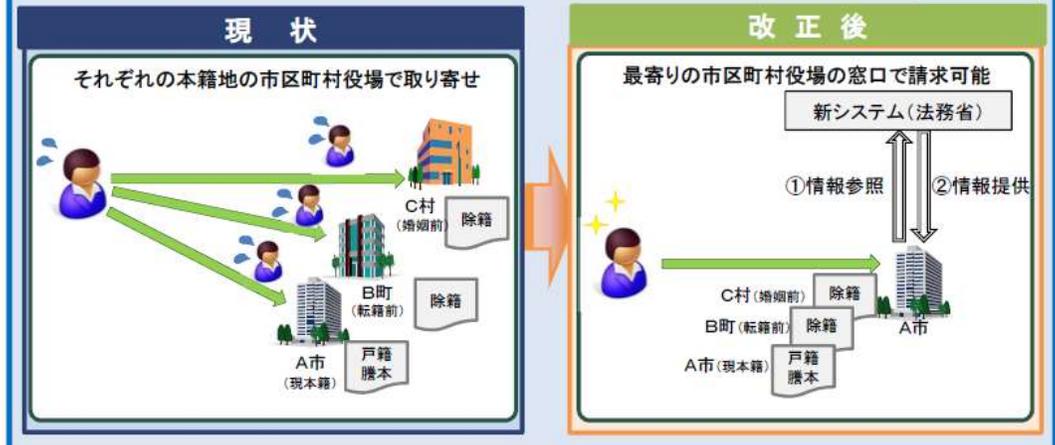
平成19年
(戸籍の公開制度
の見直し)
法改正

平成25年
戸籍副本データ
管理システム導入

第3 本籍地以外での戸籍謄本の発行

- 自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本の請求を可能とする(マイナンバーカードや運転免許証等により適切に本人確認)。

新法120の2



直系の戸籍が、**最寄りの市町村役場から入手が可能**

ただし、代理人は不可。**※行政書士は不可**

依頼者に、戸籍収集をお願いできると、**費用負担も少なくなり、時間の節約になる**場合もあります。

3 分割協議書、分割協議証明書の作成と留意点について 複数人が別々の財産を相続する場合

金融資産・不動産
を、執行者1名が
代表して処分した後
に複数人で分ける
場合

「換価分割を目的として・・・」

の文言を協議書に入れ込むと良い



前項の不動産を売却して、その売却代金から売却に関する一切の費用（不動産仲介手数料、不動産登記費用、譲渡所得税等）及び、売却が完了するまでに要する費用（管理費用、固定資産税、都市計画税等）を控除した残額を、相続人●●A子及び●●A夫の法定相続割合に従い、それぞれ2分の1で分割して取得する。・・・等

ひとりが手に入れた財産を他に渡した場合、贈与税となります。
相続税の適用を受ける場合は、明確に「相続」を目的としていることを記載する必要があります

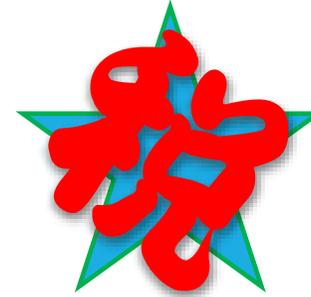
気をつけなくて・・・

金融機関の場合は、
執行者を指定しても、
同意書を求める場合
があります



3 分割協議書、分割協議証明書の作成と留意点について

被相続人の順確定申告と相続人



相続人の**相続税**は諸説解説のとおりですが

被相続人に所得があり、**準確定申告**を行う場合は、要注意

【こんな被相続人は **注意**】

- ・事業所得や不動産所得がある
- ・土地や建物を売却した
- ・生命保険満期金や一時金を手に入れた
- ・給与所得が2000万円以上
- ・2つ以上の勤務先から給与があった
- ・自営業

被相続人

準確定申告

誰がするの？



相続人

相続人

相続人

準確定申告とは、**死亡者の確定申告**

本人はなくなっているため、相続人が

申告する必要があります

その期間は、相続が発生してから

4か月以内です

ちなみに、**相続税の申告**
期限は相続の開始を知つ
た日の翌日から**10ヶ月**
以内です

分割協議書等の作成とは関係ありませんが、注意したいところです

4 相続関係図の作成について 法務局の相続関係図との違い

法定相続証明制度は、平成29（2017）年に、相続登記（不動産の相続手続）を促進するために創設されました

無料で発行・再発行を受けられる

法定相続情報証明制度の利用申請をする際や、法定相続情報一覧図の写しを発行してもらう際に、**5年間は法定相続情報一覧図が登記所（法務局）で保管費用はかかりません（無料）**。

また、法定相続情報証明制度を申請した日の翌年からされ、この期間内であれば何回でも無料で再発行を受けることができます。



取得までに時間がかかる

法定相続情報一覧図の写しは、法務局に法定相続情報制度の申出を行ってからすぐに発行してもらえないわけではありません。

申出から**1～2週間程度の時間がかかる**といわれています。

戸籍謄本等を収集するための時間と合わせると相当程度の時間がかかるため、相続手続を行うための**時間的な余裕**がない場合には法定相続情報証明制度を利用することが難しいかもしれません。

法定相続情報一覧図と相続関係説明図のどちらを使うべき？

法定相続情報一覧図と相続関係説明図のどちらにもメリット・デメリットがあるため、どちらを使うべきかは個々の状況によって異なります。

判断の目安としては、**戸籍謄本等の提出先が多い場合には法定相続情報一覧図**を利用するのがよいでしょう。

提出先が比較的少ない場合や相続関係が複雑な場合（数次相続の場合など）には**相続関係説明図**を利用するのがよいでしょう。

5 相続人に対する協議書への署名及び押印依頼について 郵送による依頼時の注意点

3点セット

署名

押印

印鑑
証明

遠縁の方に郵送で依頼する場合

依頼者から、協議者に対し**事前に連絡を入れていただくことが大切**
昨今の「詐欺」事件から、不審な郵便物は信用されない場合に気をつける

いきなり、書類を送ると
驚いたり、関係が**悪化**
しないように配慮が必要



依頼者名で、以下を説明する

- ① 相続の権利がある旨
- ② 協議書への署名・実印の押印
- ③ 印鑑証明書
- ④ 手続きを依頼した旨

お手紙

行政書士名で依頼

- ① 必要書類を揃える
 - ② 返信用封筒にて返送
- ※ 場合によってはクオカードなど

お手紙

返送されない場合
電話がわかれば電話にて依頼
又は現地へ赴き書類作成の依頼
**郵便が戻ったら開封
しないで保管する**

直接

5 相続人に対する協議書への署名及び押印依頼について 協議者が**行方不明者・未成年・後見人がいない**場合など

家庭裁判所に申し立てて(本人申立て)一時的に代理人を選定してもらいます

受付印		特別代理人選任申立書	
		(この欄に収入印紙800円分を貼ってください。)	
収入印紙	月		
子納金受取印	日		
		(貼った印紙に押印しないでください。)	
申立書	調停事件番号(平成・令和 年(第) 第) 号		
家庭裁判所 審中		申立人の 署名押印	印
合期	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 同意書は「遺」で足りません。審判のために必要な場合は、追加審判の提出をお願いすることがあります。 <input type="checkbox"/> 未成年者の同意書(未成年同意書) <input type="checkbox"/> 未成年者は未成年者の同意書(未成年者の同意書) <input type="checkbox"/> 特別代理人候補者の同意書又は戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 利益相反に関する資料(遺言や遺産調査書、契約書等) <input type="checkbox"/> (利害関係人からの申立ての場合) 利害関係に関する資料			
申立人	住所	〒 () 番地 () 方	
	フリガナ氏名	昭和 平成 令和	年 月 日 生
未成年者	住所	〒 () 番地 () 方	
	フリガナ氏名	昭和 平成 令和	年 月 日 生
未成年者との関係	氏名	〒 () 番地 () 方	
	フリガナ氏名	昭和 平成 令和	年 月 日 生
未成年者との関係	住所	〒 () 番地 () 方	
	フリガナ氏名	昭和 平成 令和	年 月 日 生
未成年者との関係	住所	〒 () 番地 () 方	
	フリガナ氏名	昭和 平成 令和	年 月 日 生

特別代理人選任申立書

申立ての趣旨	
特別代理人の選任を要する。	
申立ての理由	
利益相反する事	利益相反行為の内容
1. 遺贈者と未成年者との間で利益が相反する。	1. 特別代理人に、の選任を依頼するため
2. 同一親族に属する他の子と未成年者との間で利益が相反する。	2. 特別代理人に、の選任を依頼するため
3. 未成年者の所有する物件に、	3. 身分関係存続確認の調停・訴訟の申立てをするため
4. 未成年者の所有する物件に、	4. 未成年者の所有する物件に、
5. その他()	5. その他()
6. その他()	6. その他()
特別代理人候補者	
住所	〒 () 番地 () 方
フリガナ氏名	昭和 平成 令和
未成年者との関係	昭和 平成 令和
住所	〒 () 番地 () 方
フリガナ氏名	昭和 平成 令和
未成年者との関係	昭和 平成 令和

協議者が……………

- 1 行方不明である
- 2 痴呆症である
- 3 未成年である



後見人が必要等、難しいと思われる場合の検討材料の一つとして…

実際に申立てを受けた家庭裁判所では、判断するためにさらに書面で照会したり、直接事情をおたずねする場合があります。裁判所からの照会や呼出しには必ず応じるようにしてください。

6 財産確認と相続放棄又は放棄不動産について

不動産の確認の留意点

固定資産税の納税通知書

誰から
何に対して
税金を取りま
すという…
通知

土地の所有者
とは限らない

税金を払わない
土地は記載され
ていない

名寄帳
を入手

市町村の税務部署
※ **委任状**が必要
市町村により様式が異なります

登記事項証明書で所有者を確認
★ここで新たな**発見**が 数多くみられます

なお、**注意**

同じ住所で他の名義のものがないかを再確認



6 財産確認と相続放棄又は放棄不動産について

相続放棄の他にも行政書士にかかわる許認可関係の期限があります

相続放棄・・・相続を知った日から3か月以内→裁判所へ提出

許認可が必要な職業の方が無くなった場合は注意しましょう

建設業許可・・・亡くなってから**30日**以内 ⇒ 県南事務所

個人事業主で、親子で営む建設業の方 必要書類が多いため、相応の事前段階から準備が必要

例：

風営法許可・・・なくなってから**60日**以内 ⇒ 警察署・保健所

期間が短いですが、60日の期間が過ぎて新規に許可を取る場合は、認可まで長期間かつ相当の費用が必要。

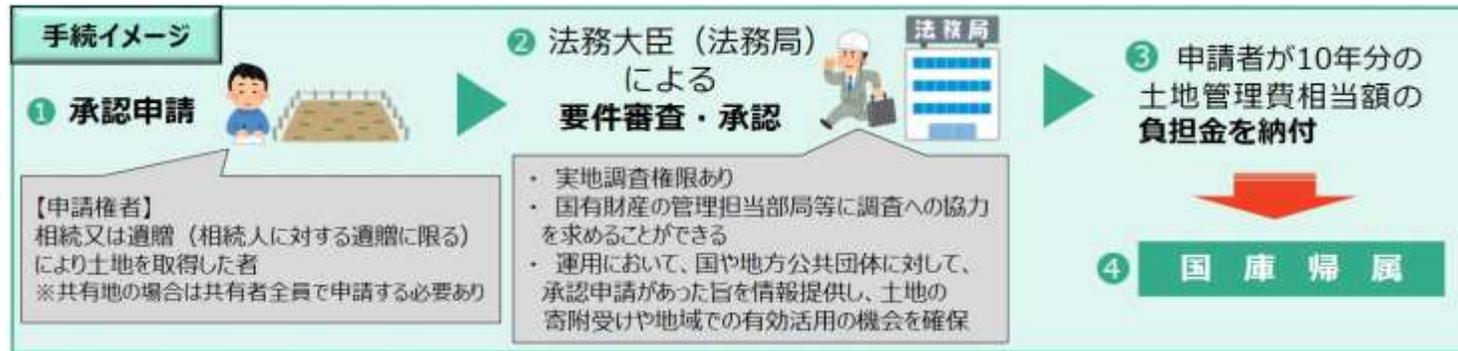
また、消防法や建築基準法の改正により、認可されなくなる可能性もあるため注意が必要です。

6 財産確認と相続放棄又は放棄不動産について

不動産の対応について

令和三年法律第二十五号

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律



不動産(土地)は、相続放棄をしても**管理責任**が残ります。
土地を管理する者に、引き継がなくてはなりません

負担金算定の具体例	
① 宅地	面積にかかわらず、20万円 ただし、都市計画法の市街化区域（※1）又は用途地域（※2）が指定されている地域内の宅地については、面積に応じ算定
② 田、畑	面積にかかわらず、20万円 ただし、以下の田、畑については、面積に応じ算定 ア 都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の農地 イ 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域（※3）内の農地 ウ 土地改良事業等（土地改良事業又はこれに準ずる事業であつて帰属法施行規則第十五条に規定する事業）の施行区域内の農地
③ 森林	面積に応じ算定
④ その他 ※雑種地、原野等	面積にかかわらず、20万円

国に返す場合は・・・

- ① 条件が整わないといけない
- ② 管理費の支払いが必要

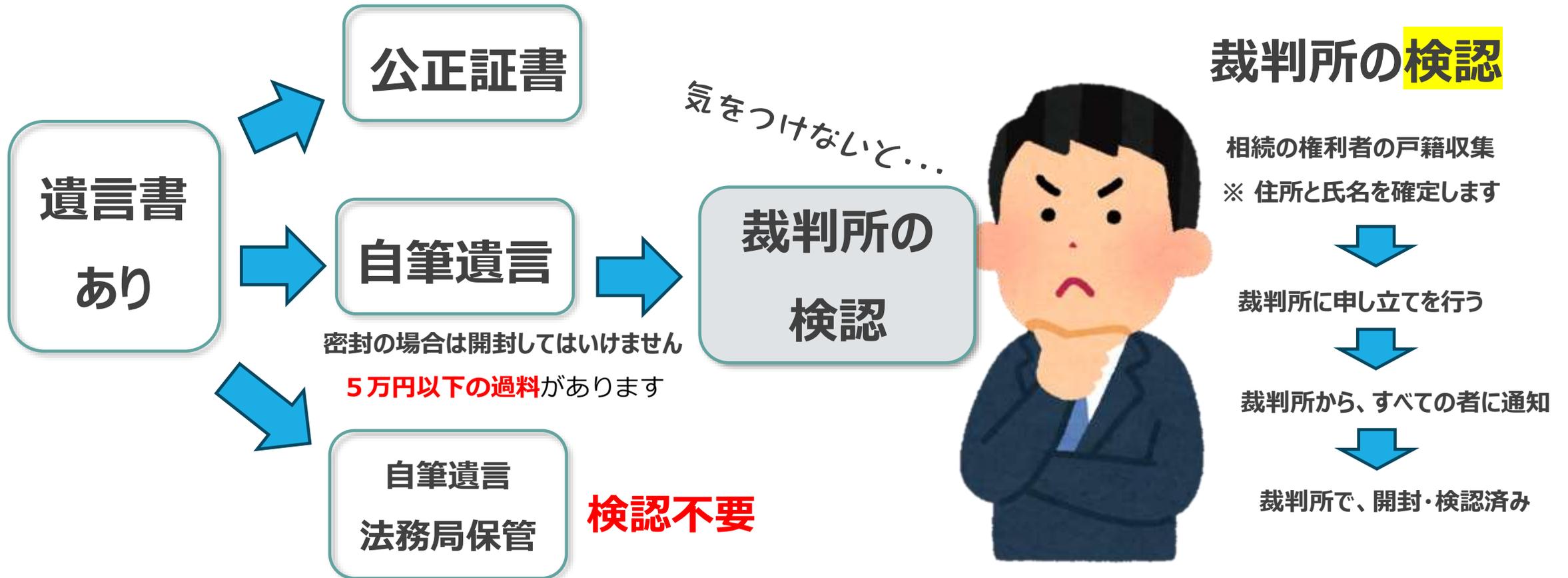
有効活用が可能な者に売却する、または相続時に遺贈する等の対応が必要となる

家庭裁判所へ
『相続財産管理人の選定』の申立て

- 1 不動産業者への相談
- 2 自治体などの空き家事業
- 3 太陽光事業への活用 等

7 遺言書がある場合について

遺言書があると言われた場合の留意点について



8 遺言執行する場合の留意点について 不動産・金融資産の場合

必要となる書類 ※ 複数人が相続する場合など

遺言執行者がいる場合

被相続人の戸籍謄本

遺言書

検認済証明書（※自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合）

遺言執行者選任審判書謄本(申立てを行った場合)

遺言執行者の印鑑登録証明書

遺言執行者がいない場合

被相続人の戸籍謄本

遺言書

検認済証明書（※自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合）

相続人の印鑑登録証明書

遺言書を
作るときに
気をつけないと...



「遺贈」の場合の留意点

「遺贈」とは、遺言によって相続人以外の人に財産を譲り渡すことです。

遺言によって財産を譲り渡せる相手に制限はなく、遺贈を使えば相続人以外の第三者に対しても財産を譲り渡すことができます。

通常の相続登記は、相続人が複数であっても相続人単独で申請可能ですが、**遺贈の場合は受贈者と相続人全員の共同申請が必要**となります。

ただし、**遺言執行者が選任されている場合、遺言執行者が相続登記手続きを行うことができます。**

8 遺言執行する場合の留意点について

農地、山林を相続した場合

市町村役場への届出を忘れないようにしましょう

まずは、登記済み証明書のコピーを準備しましょう

- 1 農地法に関する届出 ⇒ 農業委員会へ提出します
届出書・登記完了書(写)
- 2 森林に関する届出 ⇒ 森林関係の部署へ提出します
異動届・登記完了書(写)・**公図に色塗りしたもの** ⇒ 税務部署に依頼して作成します



本日は、受講ありがとうございました

アンケートのご協力を、よろしくお願いいたします

資料作成：2024/07/25
県南支部 研修担当 藤田・金澤